

## 【予告】子ども・子育て支援掛金の徴収が始まります（令和8年4月～）

令和5年12月に国が策定した「子ども未来戦略」に基づき、社会全体でより一層子育て支援を推進する仕組が構築されることとなりました。このことに関連して、すべての健康保険の加入者及び事業主が負担する「子ども・子育て支援納付金」が創設され、令和8年4月から徴収が始まることとなっています。

この「子ども・子育て支援納付金」について、以下のQ&Aにより説明します。

### Q1 なぜ「子ども・子育て支援納付金」を負担しなければならないのですか。

**A1** 国が行う少子化対策・子育て支援対策に要する費用について、すべての健康保険の加入者及び事業主が負担するものを、「子ども・子育て支援納付金」といいます。

この「子ども・子育て支援納付金」のうち、組合員が負担するものを「子ども・子育て支援掛金」、所属所（事業主）が負担するものを「子ども・子育て支援負担金」といいます。これらの徴収については、法律の定めにより、各健康保険制度の保険者が行うこととされています。

### Q2 子どもを被扶養者として認定していない場合や、子どもがいない組合員であっても、子ども・子育て支援掛金は負担する必要はあるのでしょうか。

**A2** すべての健康保険の加入者及び事業主が負担するものとされているため、子どもを被扶養者として認定していない組合員や、子どもがいない組合員であっても、徴収の対象となります。

### Q3 子ども・子育て支援掛金は、退職して任意継続組合員になったとしても負担しなければならないものですか？

**A3** お見込みのとおり、任意継続組合員についても、徴収の対象となります。

### Q4 子ども・子育て支援掛金は、毎月いくらくらいになるのでしょうか。

**A4** 現時点<sup>(※1)</sup>では、子ども子育て支援掛金に関する保険料率が決まっていないため、金額をお示しすることができません。なお、保険料率については、今後判明し次第、所属所（勤務先）を通じてお知らせするほか、当共済組合のホームページに掲載する予定です。

(※1) 原稿作成時である令和7年11月現在



**Q5 子ども・子育て支援掛金は、毎月の給料のほか、6月及び12月に支払われる賞与（期末勤勉手当等）からも徴収されるのですか。**

**A5** お見込みのとおり、賞与（期末勤勉手当等）からも徴収されます。

**Q6 新たに子ども・子育て支援掛金の徴収が始まることで、組合員にとっては保険料（掛金）の負担が重くなると思います。例えば、子ども・子育て支援掛金による組合員の負担額が増えた分、短期給付（医療保険）分の掛金を下げるといった配慮はないのでしょうか。**

**A6** 子ども・子育て支援掛金の率（保険料率）については、国が行う少子化対策に要する費用に基づき国が決定するものとなっています。

また、短期給付（医療保険）分の掛金については、令和8年度の医療費の見込みなどから当共済組合が推計し、決定するものとなっています。

それぞれの掛金率（保険料率）を決定するための元になる費用が異なるため、そのような措置を講じることはできません。皆様の御理解と御協力をお願いします。

**Q7 子ども・子育て支援掛金は、産前産後休業や育児休業を取得した際の掛金免除の対象となるのでしょうか。**

**A7** お見込みのとおり、産前産後休業や育児休業に係る掛金免除の対象となります。

**Q8 子ども・子育て支援掛金は、所得税法における社会保険料控除の対象となるのでしょうか。**

**A8** 所得税法第74条の規定により、年末調整や確定申告の際の社会保険料控除の対象となります。

**Q9 後期高齢者医療制度に加入している組合員についても、子ども・子育て支援掛金の負担の対象となるのでしょうか。**

**A9** 後期高齢者医療制度に加入している組合員<sup>(※2)</sup>については、後期高齢者医療制度側から徴収されることとなります。

(※2) 後期高齢者等短期組合員や長期組合員、市町村長長期組合員

**Q10 子ども・子育て支援掛金は、例えば共済組合が行う保健事業などに使われることはないのですか？**

**A10** 子ども・子育て支援掛金については、法律上は社会保険料としての位置づけとされていますが、実際には各所属所（事業主）からお預かりした負担金と合わせて、「子ども・子育て支援納付金」として当共済組合が国へ納めるものとなります。このため、共済組合が独自に使用できるものではありません。

お問い合わせ先：保険課 ／TEL：025-285-5412